

新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の 10 月以降の対応について

県では、新型コロナウイルス感染症の 10 月以降の対応について、国が示した経過措置等を踏まえ、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1 新型コロナの 10 月以降の主な変更点等

(1) 医療提供体制

- ・10 月以降も新型コロナの診療に対応する医療機関の公表を継続します。
- ・病院との協定に基づく新型コロナに対応する病床の確保について、病床数や時期を限定した上で継続します。

(2) 医療費の公費支援

- ・新型コロナ治療薬の費用は、9 月末までは自己負担がありませんでしたが、10 月以降、医療費の自己負担割合に応じて自己負担が導入されます。
- ・新型コロナ治療のための入院医療費は、10 月以降、高額療養費の自己負担限度額からの減額の上限が、2万円から1万円に変更されます。

(3) 患者支援

- ・発熱時の受診相談等に対応する相談窓口「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」(コールセンター)は、継続して開設します。

	電話番号	対応時間
県	0570-056774	8 時～22 時 (全日)
横浜市	0120-547-059	8 時～20 時 (全日)
川崎市	044-200-0730	8 時～20 時 (全日)
相模原市	042-769-9237	8 時～20 時 (全日)
横須賀市	046-822-4308	8 時～22 時 (全日)
藤沢市	0466-50-8200	8 時～22 時 (全日)
茅ヶ崎市	050-3665-8125	8 時～22 時 (全日)

- ・高齢者の療養を支援する「高齢者コロナ短期入所施設」(さがみ緑風園内)は、本日で受入れを終了し、9月末で閉所します。

(4) 高齢者施設等における対応

- ・高齢者施設等への感染対策指導や陽性者発生後の行政検査は、保健所の判断により継続して実施します。
- ・入所者が感染した際の施設内での療養に対する補助は、国要綱に基づき継続します。

2 その他(詳細の閲覧)

詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の10月以降の対応について」をご覧ください。

※県ホームページアドレス

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/article_20230922.html

問合せ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

感染症対策企画担当課長 城田 電話 045-285-0559

感染症対策企画グループ 角田 電話 045-210-4791



新型コロナウイルス感染症に係る 神奈川県の10月以降の対応について

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

2023年9月22日

見直しに当たっての国の基本的な考え方

医療提供体制等

通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制へ段階的に移行



新たな体系に向けた取組の実施

取組の見直し・重点化

新たな体系の実施

○幅広い医療機関による自律的な通常への移行

- ・冬の感染拡大に先立ち、対応医療機関の維持・拡大を促進(外来の拡大、軽症等の入院患者の受入)

○冬の感染拡大に備えた重点的・集中的な入院体制の確保等

- ・確保病床の重点化(重症・中等症Ⅱ、感染拡大の状況に応じた対応)
- ・診療報酬特例、高齢者施設等への支援見直し・継続

診療報酬
介護報酬
同時改定

○通常への完全移行

- ・確保病床に依らない形での体制
- ・新たな報酬体系(恒常的な感染症対応への見直し)

(令和5年9月15日厚生労働省公表)

1 医療提供体制（外来・入院）

項目	国の方針
外来	<ul style="list-style-type: none"> ○広く一般的な医療機関で対応することを目指し、都道府県の実情に応じて、定期的に進捗管理しながら、対応医療機関数（患者を限定しない医療機関を含む）を更に拡充 ○医療機関名の公表は当面継続 ○設備整備や個人防護具の確保などの支援を補助対象範囲の見直しを行った上で継続
入院	<ul style="list-style-type: none"> ○全病院で対応することを目指し、新たな医療機関による受入れを促進 ○設備整備や個人防護具の確保などの支援を補助対象範囲の見直しを行った上で継続 ○病床確保料の対象期間は感染拡大期のみ限定、単価を見直し、令和6年3月まで延長
入院調整	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、医療機関間で入院先を決定 ○当面、感染拡大局面における困難ケースなど、必要に応じて行政による調整の枠組みを残す ○妊産婦、小児、透析患者は、都道府県における既存の調整の枠組みに移行

10月以降の県の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に進捗管理しながら、外来対応医療機関数を更に拡充 ○外来対応医療機関の指定・公表を当面継続 ○設備整備や個人防護具の確保などの支援を補助対象範囲の見直しを行った上で継続
<ul style="list-style-type: none"> ○県内全病院で対応することを目指し、新たな医療機関による患者受入れを推進 ○設備整備や個人防護具の確保などの支援を補助対象範囲の見直しを行った上で継続 ○病床確保料については、感染状況に応じた「段階」ごとに、国の示した上限目安の範囲内で対応
<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関間による平時の入院調整に完全移行

2 医療費の公費支援

項目	国の方針
治療費	<p>○他の疾病との公平性の観点も踏まえ、自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続</p> <p>○医療費の自己負担割合に応じて、段階的な自己負担を導入</p> <p>(医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円)</p>
入院医療費	<p>○他の疾患との公平性の観点も踏まえ、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を見直して公費支援を継続</p> <p>(自己負担限度額からの減額幅を2万円から1万円に縮小)</p>

10月以降の県の対応
<p>○10月1日より変更後の公費支援を適用</p>
<p>○10月1日より変更後の公費支援を適用</p>

3 保健所による患者支援・高齢者施設等における対応

項目	国の方針
相談窓口機能	○外来や救急への影響緩和のため、自治体の相談窓口機能は、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談を対象に 継続
宿泊療養施設	○高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設について、 公費支援は9月末で終了
高齢者施設等における対応	○施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面 継続 ○高齢者施設等における行政検査も 継続 ○施設内療養を行う高齢者施設等への補助は単価等を見直した上で 継続

10月以降の県の対応
○ 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続 し、県民の相談に対応
○ 高齢者コロナ短期入所施設（さがみ緑風園内）を閉所
○他の5類感染症との公平性を考慮しつつ、 行政検査は引き続き保健所長の判断により実施を継続 ○施設内療養に対する補助は、国要綱に基づき 継続